

調停委員、司法委員及び参与員の任命にあたり外国籍の者を排除しないことを求める会長声明

最高裁判所は、これまで各地の弁護士会が調停委員、司法委員あるいは参与員の候補者として推薦した外国籍の弁護士について、日本国籍を有しないことを理由に採用を拒否し続けています。その理由について、最高裁判所は、日本弁護士連合会の照会に対し、法令等の明文上の根拠規定はないとしながらも、「公権力の行使に当たる行為を行い、もしくは重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とする公務員には、日本国籍を有する者が就任することが想定されていると考えられるところ、調停委員・司法委員はこれらの公務員に該当するため、その就任のためには日本国籍が必要と考えている」旨回答していますⁱⁱ。

しかし、民事調停委員及び家事調停委員規則（最高裁判所規則）第1条は、調停委員の任命資格について日本国籍を有することを要件としておらずⁱⁱⁱ、同規則第2条に定める欠格事由にも外国籍は挙げられていません。司法委員及び参与員も同様です。

調停制度は、民事ないし家事の紛争を、当事者の互譲と合意に基づき解決する制度であり、調停委員の役割は、双方当事者の言い分や心情に十分に耳を傾け、専門的知識や社会生活上の豊富な知識経験を生かして、当事者の合意に基づく紛争解決を支援することにあります。司法委員も当事者の合意を斡旋し解決に導くことを職務内容とし、参与員は裁判官に意見具申することを職務内容とするものであって、いずれの職務にも強制的作用はありません。こうした職務内容からすれば、調停委員や司法委員、参与員の職務はいずれも、「公権力の行使」や「重要な施策に関する決定を行う」又は「これに参画する」ものとはいえません。特に弁護士のような専門職にあつては、法律その他特定の専門分野に関する知識経験に基づき紛争解決を支援することが要請され期待されているところ、そうした知識経験は国籍におよそ関係がありません。破産管財人や相続財産管理人など、公的側面も有する職務について、外国籍の弁護士等の就任が認められていることに照らしても、外国籍の調停委員や司法委員、参与員を排除する理由は見当たりません。現に過去には、台湾籍の弁護士が14年間にわたって民事調停委員に任命されていた事例もあります^{iv}。

そして、調停・審判事件や司法委員が関わる簡易裁判所の民事訴訟事件では、当事者が外国籍である場合が少なくなく、外国籍を有する者の調停委員や司法委員、参与員就任には積極的な意義があると考ええます。日本に暮らす在住外国人は、近年増加の一途をたどっており、宮崎県においても同様です。他国の文化と日本の文化の相違について実感のある外国籍の調停委員や司法委員、参与員の知見が、当事者の共感を得て事件の解決に大きく寄与したり、適切な解決内容に寄与したりすることが大いに期待できます。多様な当事者の実情に即した紛争解決という点から司法制度を充実させることに役立ち、多民族・多文化共生社会の実現に不可欠だといえます。

日本国籍を有しない者の調停委員・司法委員・参与員への就任を拒否する最高裁判所の対応は、法令上の根拠がない上、国籍を理由とする不合理な差別にあたり、憲法14条^vの他、日本も批准する自由権規約26条^{vi}や人種差別撤廃条約5条^{vii}の平等原則に反するものです。

この点国連の人種差別撤廃委員会は、日本政府に対し、日本国籍を有しない者が調停委員として活動できるように国の見解を見直すことを勧告しています^{viii}。調停委員に関連するものとしては、「数世代にわたり日本に在留する韓国・朝鮮人に対し、公権力の行使または公の意思の形成への参画にも携わる国家公務員として勤務することを認めること」(22項)、「市民でない者、特に外国人長期在留者及びその子孫に対して、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公職へのアクセスを認めること」(34項(e))との勧告をしています^{ix}。この勧告は、公権力の行使等に携わる国家公務員についてさえ一定の外国籍の者が勤務することを求めており、公権力の行使等に当たらない調停委員・司法委員・参与員に一定の外国籍の者を採用するよう求める趣旨を含むことは明らかです。

以上の理由から、当会は、最高裁判所に対し、近時の運用を改め、法令の要件を充足する者については、調停委員、司法委員及び参与員の任命にあたり外国籍の者を排除しないことを求めます。

2021年(令和3年)2月17日

宮崎県弁護士会

会長 成見 暁 子



-
- i 仙台弁護士会、東京弁護士会、第二東京弁護士会、神奈川県弁護士会、京都弁護士会、大阪弁護士会、兵庫弁護士会等からの調停委員への推薦、東京弁護士会からの司法委員への推薦、岡山弁護士会からの参与員への推薦
- ii 2008年10月14日付最高裁判所事務総局人事局任用課
- iii 第一条 民事調停委員及び家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは 家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のものの中から、最高裁判所が 任命する。
- iv 1974年から1988年、西淀川簡易裁判所
- v 第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- vi 第二十六条 すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。
- vii 第5条 第2条に定める基本的義務に従い、締約国は、特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する。・ ・ (c) 政治的権利、特に普通かつ平等の選挙権に基づく選挙に投票及び立候補によって参加し、国政及びすべての段階における政治に参加し並びに公務に平等に携わる権利
- viii 2010年3月9日最終所見及び2014年8月28日総括所見
- ix 2018年8月30日総括所見